

I. 小豆島石丁場跡（岩谷石切場）の歴史的経過

(1) 徳川幕府による大坂城再築と小豆島

元和6年（1620）、徳川幕府によって大坂城は再築された。再築にあたっては西日本大名による割普請によって実施された。石垣用石材の調達は兵庫県東六甲を始め瀬戸内海島嶼部を中心に各地で切り出した。石垣石の採石地として、東から京都府加茂笠置、伏見城石垣の転用、大阪府生駒山系、兵庫県東六甲山系、小豆島・前島・北木島など瀬戸内海島嶼部、福岡県沓尾、佐賀県唐津等が確認されている。⁽¹⁾特に、伏見城石垣の転用、生駒山系、東六甲山系、小豆島が各大名の採石に関わる史料に数多く登場することから、主にこの4つの地域・場所から石材を調達したと考えられる。

東六甲山系では、多数の大名が採石活動を展開するものの場所によっては、石が少ないため日用を雇い、埋もれた母岩を掘りだすことが必要とされたことや、「結句ミかけハ小豆より日用も高く御座候」と、東六甲山系（御影）においては小豆島より日用の値段が高いという状況であった。そのため、多数の大名は小豆島に新たに石切場を求め確保していく。⁽²⁾嶋野恵里佳氏は、大坂城普請に関して石材調達は近隣から開始し、良質な石を求めて遠方に展開していくと指摘している。⁽³⁾小豆島では、伊勢津藩藤堂家、福岡藩黒田家、柳川藩田中家、熊本藩加藤家、小倉藩細川家、岡藩中川家、松江藩堀尾家が採石している。⁽⁴⁾

(2) 黒田家と小豆島石丁場（岩谷石切場）八人石丁場

福岡藩黒田家は文献史料により東六甲と小豆島にて採石したことが判明している。第一期普請では兵庫県の「御影」「西宮」で採石しているが、小豆島で採石したという史料は管見の限りなく、草壁村庄屋長町五郎太夫石場渡状写（広瀬家文書）（以下、渡状）の内容からみて第二期普請以降に小豆島で採石している。小豆島では、東海岸の岩谷地区と千振島⁽⁵⁾で採石したとされる。黒田家が岩谷地区を丁場とした経緯を示す次の史料がある。

草壁村庄屋長町五郎太夫石場渡状写（広瀬家文書）⁽⁶⁾

黒田筑前守様石場相渡申事

一龜崎 壱ヶ所

一岩谷 壱ヶ所

一同在所之上 壱ヶ所

一しいの木 壱ヶ所

但北ハかめさき、南しいの木切也

遠江守殿より御意ニ付、御両人御望□相渡申候、以上

元和七年 小豆島草加部村

六月八日

五郎□□

庄林重兵衛殿

伊藤九兵衛殿

小豆島草壁村の庄屋長町五郎太夫から黒田家の庄林重兵衛と伊藤九兵衛宛に出された文書である（以下、渡状）。遠江守は代官を務める小堀政一であり、小堀の意向に沿って草壁村の庄屋長町五郎太夫から黒田家へ石場4か所が渡されている。亀崎・岩谷・同在所の上（岩谷の上？）・しいの木の4か所であり、北限を亀崎とし南限をしいの木とする。日付は元和7年（1621）6月8日である。当時、岩谷は草壁村の枝村であったため、草壁村の庄屋が対応したと考えられる。⁽⁷⁾

白峰旬は松平直正の小豆島への石場確保に関する文書の分析から「石場確保については、大名から土庄村の笠井家へ直接申し入れても確保できず、小堀政一の了解をとる必要があった」としており、今回の黒田家と草壁村庄屋とのやりとりも次の手順を踏んだと考えられる。①黒田家が代官である小堀政一に小豆島における石切丁場確保の申し入れ、②小堀政一が小豆島草壁村庄屋へ指示、③草壁村庄屋から黒田家の庄林と伊藤へ岩谷の石切丁場4か所を渡す旨の文書を発給。大きくはこの手順であろうが、渡状には「御兩人御望□相渡申候」との文脈から、庄林と伊藤が事前に現地調査した上で、黒田家として必要な場所を望んでその場所を渡すように小堀へ申し入れた可能性がある。岩谷の集落全域が渡状で指定されており、一大名による占有的な石切場利用を意図していたといえる。渡状の宛先である庄林重兵衛なる人物は、詳細は不明であるが、庄林家は舟手役を務めた家柄である。⁽⁹⁾

渡状では4か所の丁場の記載がある。これは黒田家内の普請を遂行する家中組との関連があるだろう。大坂城第一期普請では黒田家は野村祐直、桐山丹斎、黒田利良、黒田一成の4組編成で普請にあたっている。⁽¹⁰⁾ 北垣聰一郎は豊前小倉藩細川家による塩飽の石材調達について、4班で石材の船積みを行い、石切場の作業においても4組で実施していることを明らかにしている。⁽¹¹⁾ 家中組で、ある程度独立して作業にあたっていたといえる。そして組では作業量・担当が割り当てられているため、組同士がトラブルを起こす場合があった。黒田家でも兵庫県西宮で採石し海岸まで石を運搬する浜出しの際、吉田七左衛門組と村田出羽守組で先を争うトラブルがあった。⁽¹²⁾ 両者の石切場がある両方の谷から石を引き出し、道が合せ合う所でトラブルになっている。たとえ同じ大名であったとしても組が違えばトラブルの可能性があったといえる。

現在、史跡指定されている岩谷の各丁場では自然石を荒削している状態の石材や完成品に近い石材が残されており、作業途中で一斉に停止した状態である。各丁場で作業中の石材が残されているという事は、各丁場で同時に作業がおこなわれていたといえる。一つの集団が焼畑式に丁場を移動していくのではなく、複数の集団が複数の丁場に分散して同時並行で作業した証左であろう。つまり元和7年の渡状に複数の丁場が記載されていることは、石が露頭しているなど石材採取が可能な場所を対象としたうえで、大名内の普請体制が一集団による直列的な作業形態ではなく、複数の集団が分散し同時並行的に作業をする形態を志向していたことを示すものといえる。

過去の分布調査において、刻印が30種以上、200個以上確認されている。⁽¹³⁾ ある程度、丁場ごとに刻印の組成は異なっている。丁場毎に異なるということは、作業の段階を示す刻印

ではなく作業グループを明示するためと推測され、数グループを想定できる。八人石丁場では、「たくミくミ」という文字刻印がある。この意味は加藤内匠吉成の組を指す「内匠組」と考えられる。元和9年（1623）知行高帳では、加藤内匠は、二千石の知行取りの藩士である。⁽¹⁴⁾三百石から五百石の藩士10人と鉄砲衆頭132人で組を構成している。八人石丁場は、加藤内匠組が採石活動を展開し、他の丁場は他の家中組が活動したと推測できる。

（3）大坂城再築後の残石監護

大坂城普請の後、岩谷には大量の残石が発生した。福岡藩は配下の頼七兵衛を土着させ残石の監護にあたらせた。藩の財政予算書を解説する「御積帳注解」⁽¹⁵⁾によれば、このような石番が大坂鈴木町・紀伊国下清水町、伊豆真男鶴・網代にいたという。残石の維持管理のために藩の予算に費目が計上されていることは藩の残石への認識がうかがい知られる。岩谷村年寄には一人扶持、七兵衛には藩から二人扶持を与えられ、七兵衛の子孫は幕末まで石番を務めている。この石番の実態については詳らかではなく今後の課題であろう。また小豆島小海においても熊本藩細川家の残石が畠地に散乱し難渋していたが、藩に無許可で動かすことはできなかったという。⁽¹⁶⁾この岩谷の石切場は石番七兵衛と村役人の監護のもと約240年間、静態保存された。そのため石材産業が成立し得なかつたとみられる。

幕末期、幕府は国内外勢力への軍事的・政治的プレゼンスを示し摂海防備のために兵庫県に和田岬・湊川崎・西宮・今津の四砲台を築造する。「摂州兵庫和田ヶ岬石堡塔築造入用凡積目論見帳」⁽¹⁷⁾には「小豆嶋石壱本 此才数百拾七才弐分五厘」など仕様や石代銀の記載があるが、和田岬砲台の小豆島石の使用実態は詳らかではない。今津砲台の石材については事業請負によって小豆島福田と岩谷から調達されることとなった。実際の切り出し前文久3年（1863）4月、岩谷村の本村である草下部村の庄屋らが岩谷にある残石を一石ずつ悉皆調査し、「御用石員數寸尺改帳」（石本家文書。以下、改帳）を作成した。改帳は砲台築造の幕府役人である「御台場御掛り御役人中」に送付されている。改帳には丁場名、残石の番号、寸法、海辺までの距離が記載され、大坂城残石を砲台用石材として再利用を企図したものとみられる。⁽¹⁸⁾計画的な石材調達を推進するための基礎資料として幕府役人へ送付されたのである。岩谷村の石材切り出しが備前宮の浦石工弥兵衛と喜代蔵が請け負っている。前述の通



八人石丁場



大坂城東内堀の黒田家担当石垣

り石材産業が成立しなかったため、石工がおらず島外から確保したのだろう。改帳では残石の海辺までの距離を意識し、石材を船で運搬していることを考えれば、海岸線（天狗岩磯丁場等）の残石を中心に再加工して搬出したとみられる。2013年に実施した現地調査では海岸線の残石に近世初期と異なる矢穴痕が認められ、この時期の採石活動の痕跡である可能性がある。

（4）明治期以降の動向

徳川幕府から明治政府に政権が交代したことに伴い、小豆島岩谷の石切場は明治政府の陸軍工兵第四方面の所管となった。当地の石材に関して明治10年（1877）、愛媛県権令岩村高俊は内務卿大久保利通に「石材處分之儀付伺」⁽¹⁹⁾を出している。伺い記載の石の数は前述の「改帳」と一致しており、明治政府は、石材の管理に幕末期の史料を基礎資料としたのである。明治11年（1878）、石材の取締役として村長長町広五郎が任命されている。政府による直接管理ではなく地域に管理を委ねている。そして、明治15年（1882）に民間に開放された。

大正2年（1913）の香川県栗林公園北門改修の際、小豆島福田村の関西花崗石合資会社によって袖垣石が設置された。袖垣石は小豆島岩谷の海岸線（天狗岩磯丁場）から調達し20個弱の石材を再利用している。2013年11月に現地調査を実施し、袖垣石に2つの刻印を確認した。また小豆島岩谷・大坂城石垣と同タイプの矢穴痕とそれと異なる矢穴痕を確認し、袖垣石設置の顛末が刻まれている碑文を採拓した。そこには

「昔豊臣氏大阪城を築きし時石を我讚岐小豆島より採りその餘石棄てし海濱尔在り今此園を修むる尔當り運搬便宜の為爾之を二三尔割り採りて門傍の垣と為す 大正二年三月」とある。袖垣石に実際に確認される2種の異なる矢穴痕は近世初期の切り出し時と大正期の運搬のために割った痕跡であろう。わざわざ碑文を刻み、遠方の小豆島岩谷から残石を運搬したのは、コスト圧縮を意図したストックの再利用ではなく「豊臣氏大阪城」の「餘石」であるという由緒に意味があるからであろう。

1972年3月、小豆島岩谷地区は「大坂城石垣石切丁場跡」として国の史跡に指定された。改帳の内容を評価し、史跡内の丁場の分類として、改帳記載の丁場名称を使用している。⁽²⁰⁾ 1978年には残石を悉皆調査し、一石ずつナンバリング・寸法をリスト化している。残石は文化財となり、石切場は史跡として静態保存に入ったといえる。

- (1) 『大坂城再築と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会、2009。
- (2) 205「中川家記事」N 200『岡城跡石垣等文献調査報告書』竹田市教育委員会。
- (3) 嶋野恵里佳「近世初期の公儀普請における技術と労働 - 徳川大坂城を素材として - 」平成28年



栗林公園北門袖垣石

度大阪市立大学大学院修士論文。

- (4) 松田朝由「香川県の石切丁場」『大坂城再築と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会、2009。石井信雄「小豆島町内にみる大坂城再築用丁場と残石」、中村利夫「豊前小倉藩細川家と小海丁場」『小豆島石の歴史シンポジウム資料集』2011。
- (5) 現在の香川県小豆郡小豆島町岩谷と小豆島西部の千振島。
- (6) 木原溥幸「小豆島大坂城石丁場跡文書」『史料にみる讃岐の近世』2010。小豆島石切関係史料の分析は、橋詰茂「小豆島の大坂城築城石丁場と石材搬出に係る諸問題」『香川史学』42、2015にも詳しい。
- (7) 『日本歴史地名大系第38巻 香川県の地名』1989。
- (8) 白峰旬「近世初期の小豆島・豊島（手島）における石場に関する史料について」『別府大学紀要』2010。
- (9) 渡状の宛先の庄林重兵衛と伊藤九兵衛は、家臣構成を記している分限帳（元和九年知行高帳、寛永六年御切米帳）（『黒田三藩分限帳』福岡地方史談話会、1997）に記載はなく詳細は不明である。ただし、庄林家は「豊前時代より舟手役を勤めた家柄」（『福岡県史 近世史料編福岡藩初期（上）』（財団法人西日本文化協会、1982）とされ、庄林姓である庄林七兵衛は能島衆である。『黒田家譜』によれば、黒田長政は朝鮮出兵に伴う渡海のために能島衆を召し抱えていたという（『黒田家譜』卷之六）。「慶長七年・九年知行書附」では、能島衆は黒田家の船手衆として編成されている。知行書附にあえて「能島衆」として注記していることは、「能島衆」であること自体に意味があり、特殊な海事関係者として認識されていたといえる。実際に黒田家の慶長期の江戸城普請では、大石船十艘を能島衆に手配している史料があり（『福岡県史近世史料編福岡藩初期（上）』570）、能島村上水軍もしくはその系統が石材輸送に関係した可能性は考えられる。詳細は今後の課題とする。
- (10) 『福岡県史近世史料編福岡藩初期（上）』420、421。
- (11) 北垣聰一郎「石切丁場の実際 - 豊前小倉藩（細川家）の場合 - 」『大坂城再築と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会、2009。
- (12) 『古郷物語（黒田家）』国史叢書 国史研究会 1916。
- (13) 『史跡大坂城石垣石切丁場跡保存管理計画報告書』内海町教育委員会、1979。
- (14) 『黒田三藩分限帳』福岡地方史談話会 1977。
- (15) 『新修福岡市史 資料編近世1領主と藩政』福岡市史編集委員会、2013。
- (16) 『土庄町誌』土庄町誌編集委員会、1971。
- (17) 高久智広「「和田岬・湊川砲台関係史料」について二」『神戸市立博物館研究紀要』22、神戸市立博物館、2006。
- (18) 高田祐一『石材加工からみた和田岬砲台の築造』神戸市教育委員会、2015。
- (19) 「第4局長日 内務省へ回答案讃州小豆島石材の儀に付愛媛県伺書の件」各省-雑-M10-4-468(所蔵館：防衛省防衛研究所)。
- (20) (13)と同じ。